

# クリーニング所の開設について



市立函館保健所

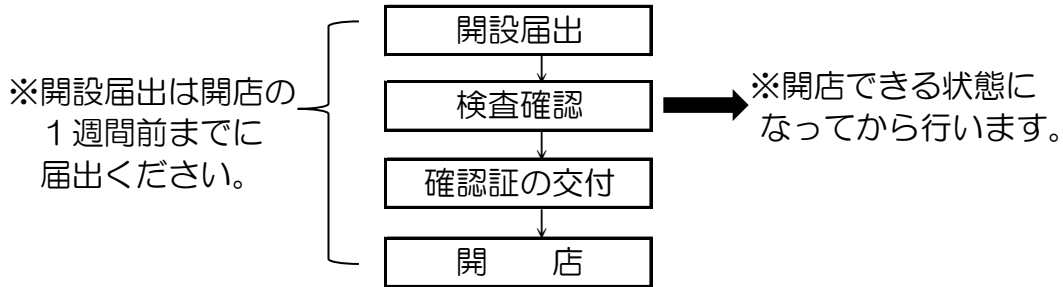
# クリーニング所の開設について



## ○ 開設に必要なもの

- 1 クリーニング所開設届出書
- 2 検査手数料 16,000円
- 3 添付書類
  - ・ 構造および設備の概要（店舗の構造、洗濯機などの詳細を記載）
  - ・ 店舗平面図（寸法記入）
  - ・ クリーニング師免許証の写し（「取次所」の場合は不要）

## ○ 開設までの流れ



## ○ 建築物の用途制限

事前に使用する建物の用途が、地域の建築物制限に適合しているか確認ください。確認証を取得されても営業できない場合があります。

| 制限等                      | 問い合わせ先                            |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 用途地域（建ぺい・容積率）および地区計画等の確認 | 都市建設部 都市計画課<br>TEL 21-3362        |
| 建物に関する制限等                | 都市建設部 建築行政課 指導担当<br>TEL 21-3394   |
| 市街化調整区域内での規制および開発行為制限等   | 都市建設部 都市整備課 開発指導担当<br>TEL 21-3395 |

## ○ クリーニング師研修および業務従事者講習について

（函館市での開催は3年毎です。その機会を逃すことなく受講してください。）

### 「クリーニング師研修」

クリーニング業法にもとづき、クリーニング師の方は業務に従事した後1年以内に、その後は、3年を超えない期間ごとに研修の受講が必要です。

### 「業務従事者講習」

クリーニング業法にもとづき、営業者の方は、クリーニング所の開設後1年以内に、その後は、3年を超えない期間ごとに、クリーニング所の業務に従事する従事者数の5分の1にあたる人数の方に講習を受けさせる必要があります。

なお、クリーニング師の研修を受けた方はこの人数に含めることができます。

## ◎ 営業者の衛生措置等（クリーニング業法第3条）

- クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。
- 洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少くとも1台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。
- クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと。
- 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。
- 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること。
- 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。
- 消毒を要する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。

### ※「消毒を要する洗たく物」

- 次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないもの。
  - ・ 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
  - ・ 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
  - ・ おむつ、パンツその他これらに類するもの
  - ・ 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
  - ・ 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

## ◎ 営業者の講ずべき措置（函館市クリーニング業法施行条例第2条）

- 隔壁等により居室、台所、便所等と区画され、洗濯物の処理および衛生保持に支障のない広さを有すること。
- 採光および換気が十分に行える構造であり、必要に応じ、適当な照明設備および換気設備が設けられていること。
- 洗濯物の受取および引渡しを行う場所（以下「受渡場」という。）には、適当な広さの受渡台を設け、かつ、洗濯の終わったものと終わらないものに区分して収納する棚、容器等を備えること。
- 受渡場の床は、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で築造されていること。
- 洗い場の内壁は、不浸透性材料で築造されている場合を除き、汚染を受けやすい高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。
- 有機溶剤を使用するクリーニング所は、有機溶剤回収装置が備えられ、かつ、適当な位置に局所排気装置、全体換気装置等の換気設備が設けられていること。
- 消毒を要する洗たく物を取り扱う場合は、当該洗濯物を収納する専用の棚または容器を備えること。
- おむつ、パンツ等し尿の付着している洗濯物を洗濯する場合は、し尿浄化装置を設けること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させるクリーニング所にあつては、この限りでない。

○ 病院から洗濯の業務の委託を受けた洗濯物を取り扱う場合は、次によること。

・洗濯の終わったものと終わらないものとを別個に運搬する専用の業務用の車両を備えること。  
ただし、洗濯物を運搬する車両の構造が洗濯の終わったものと終わらないものとに区分して収納でき、かつ、洗濯の終わったものが汚染されるおそれがない場合は、この限りでない。

・洗濯物を病院から洗濯の業務の委託を受けたものとそれ以外のものとに区分して処理することができる構造設備を有すること。

○ 乾燥機によらないで洗濯物を乾燥させる場合は、火災等の危険のない乾燥場を設けること。

○ 洗濯物の集配のために使用する容器は、洗濯の終わった洗濯物のためのもので洗濯の終わらない洗濯物のためのもものとに区分するとともに、これに当該洗濯物を取り扱う営業者の氏名、名称等を明示すること。

○ クリーニング所内のねずみ、昆虫等の駆除を定期的実施すること。

○ 業務用の機械および器具を適正に使用できるよう保守点検し、必要に応じ、整備し、または補修すること。

○ ドライクリーニングによる洗濯物の乾燥は、乾燥機その他の乾燥設備内で、使用した有機溶剤の種類、量等に応じた適正な温度で行うこと。

○ 溶剤、染み抜き薬剤、消毒剤等は、それぞれ品名を表示して、専用の戸棚、保管庫等に格納し、特に有機溶剤は、密閉した容器に保管した上で格納すること。

○ 仕上げの終わった洗濯物は、包装し、または棚、容器等に保管すること。

◎ 営業者の説明義務（クリーニング業法第3条の2、クリーニング業法施行規則第1条の2）

○ 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。

○ クリーニング所においては、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布すること。

○ 無店舗取次店においては、苦情の申出先となるクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は車両の保管場所並びに電話番号を記載した書面を配布する。